

千葉市公告第 290 号

総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年 4 月 18 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 総合評価落札方式政府調達協定一般競争入札に付する事項

(1) 事業方式

DBO方式

(2) 事業名称

千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業

(3) 場所

千葉市若葉区谷当町 580 番 1 外

(4) 事業期間

設計・建設業務 : 事業契約締結日から令和 7 年 12 月 31 日まで

運営・維持管理業務 : 令和 8 年 1 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日まで

(5) 概要

入札説明書のとおり

(6) 予定価格

5,618,459,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

2 入札参加資格

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、設計・建設業務及び運営維持管理業務を実施する予定の単独企業又は複数の企業で構成される企業グループとする。

イ 応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営維持管理業務を行う企業のうち、運営事業者となる特別目的会社に出資する企業 (以下「構成員」という。) 及び運営事業者となる特別目的会社に出資しない企業 (以下「協力企業」という。) から構成されるものとする (構成員のみで構成することも可能とする)。

ウ 応募者の構成員の中から「(4) ア 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件」を満たす 1 者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

エ 構成員又は協力企業の変更は認めない。但し、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

オ 構成員又は協力企業は、他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。

カ 構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めない。

上記カの「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう (以下同じ。)

(ア) 資本関係がある場合

以下の a 又は b のいずれかに該当する二者の場合。

a 親会社 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条 (平成 18 年法務省令第 12 号) の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係

にある場合

ｂ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

以下の a 又は b いずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他上記、ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等の参加における制限

参加にあたっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から開札日までの間に受けている者

ケ 廃棄物処理法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

コ 建設業を営む者で、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入義務がある者にあつては、社会保険等に未加入のもの

サ 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成24年4月1日施行）に規定する措置要件に該当すると認められる者

シ 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者

・千葉市下田最終処分場浸出水処理施設建替施設整備・運営事業に係るアドバイザー業務委託の受注者及び協力会社

パシフィックコンサルタンツ株式会社

日比谷パーク法律事務所

ス 本市が設置する千葉市PFI事業等審査委員会の委員が所属する企業

セ 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について本市が設置する千葉市PFI事業等審査委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

(3) 入札参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類提出日とする。

イ 開札日までの間に応募者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業を除く構成員及び協力企業については、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

ウ 開札日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成員及び協力企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は落札者決定を取り消す。この場合において、本市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業を除く構成員及び協力企業については、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

(4) 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設業務、運営維持管理業務の各業務を行う者として、以下のアからエの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設を行う者は、構成員とすること。当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による機械器具設置工事の許可を受けていること。

(イ) 令和4・5年度千葉市入札参加資格審査（建設工事）を受け、機械器具設置工事に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であるため、入札公告後であっても入札参加資格審査の登録申請可能である。

(ウ) 過去15年間（平成19年4月以降）に地方自治体（一部事務組合等の特別地方公共団体を含む）が発注する工事が完成し引き渡しの済んだ、最終処分場（一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場は問わない。）の浸出水処理施設の建設工事を元請けとして施工した実績を有する者。なお、共同企業体構成員としての実績も可とする。

(エ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値（P）が、機械器具設置1,000点以上であること。

(オ) 建設業法における機械器具設置工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

イ 本施設の建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の設計を行う者は、構成員又は協力企業とし、次の要

件を全て満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

(イ) 令和4・5年度千葉市入札参加資格審査（測量・コンサルタント）を受け、建築関係建設コンサルタントに係る競争入札への参加資格が認められている者であること。

なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であるため、入札公告後であっても入札参加資格審査の登録申請が可能である。

ウ 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う者は、構成員又は協力企業とすること。

当該業務を単独で実施する場合は、次の要件を全て満たすこと。また、当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事の許可を受けていること。

(イ) 令和4・5年度千葉市入札参加資格審査（建設工事）を受け、建築一式工事に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であるため、入札公告後であっても入札参加資格審査の登録申請が可能である。

(ウ) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合評定値（P）が、建築一式850点以上であること。

(エ) 建設業法における建築一式工事業に係る主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

エ 運営企業の要件

運営企業は構成員とすること。運営企業のうち本施設の運転業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。

(ア) 令和4・5年度千葉市入札参加資格審査（委託）を受け、施設等運転管理他に係る競争入札への参加資格が認められている者であること。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であるため、入札公告後であっても入札参加資格審査の登録申請が可能である。

(イ) 過去15年間（平成19年4月以降）に地方自治体（一部事務組合等の特別地方公共団体を含む）が発注する最終処分場（一般廃棄物最終処分場、産業廃棄物最終処分場は問わない。）の浸出処理施設の運転管理業務実績を元請けとし有する者。なお、共同企業体等の構成員としての実績も可とし、複数年契約のものについては、契約期間中であっても令和3年度中に部分的に完了するものを可とする。

(ウ) 廃棄物処理法第21条に規定する廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する技術管理者（一般廃棄物最終処分場を対象とする。）を運営維持管理業務期間において1名以上選任し、常駐管理できること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課

電話 043-245-5423

メールアドレス shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

4 入札参加手続

応募者の代表企業は、入札参加申請期間内に、入札に関する担当部署へ、担当部署へ郵送（令和4年5月30日（月）の午後5時まで書留郵便にて必着）又は持参により提出資料を提出し、入札参加申請を行わなければならない。

（1）入札参加申請期間

令和4年4月18日（月）から令和4年5月30日（月）の午後5時まで

（2）提出資料

- ア 入札参加資格審査申請書（様式2-1）
- イ 構成員及び協力企業一覧表（様式2-2）
- ウ 予定する建設事業者の構成（様式2-3）
- エ 委任状（代表企業）（様式2-4）
- オ 参加資格に係る誓約書（様式2-5）
- カ 本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件確認書（様式2-6）
- キ 本施設の建築物等の設計を行う者の要件確認書（様式2-7）
- ク 本施設の建築物等の建設を行う者の要件確認書（様式2-8）
- ケ 運営企業の要件確認書（様式2-9）

（3）入札前の入札参加資格確認

入札参加資格審査結果通知書及び応募者番号等通知書を令和4年6月13日（月）に応募者の代表企業に交付する。

5 入札説明書等の交付及び質問回答

（1）入札説明書等の交付

入札公告及び入札説明書等をホームページにて公表する。

URL https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shisetsuseibi/r3_simoda_pfi.html

ア 公表日

令和4年4月18日（月）

イ 事業担当課

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課

電話 043-245-5423

メールアドレス shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

（2）質問回答

質問回答の方法及び質問回答期限については、入札説明書等に記載する。

6 総合評価に関する事項

（1）総合評価落札方式

応募者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、提示した技術提案等が本公告及び入札説明書等において定める要件をすべて満たし、かつ、評価値の最も高いものを落札者とする。

(2) 総合評価落札方式の評価方法及び落札者決定基準

総合評価方法及び落札決定基準は落札者決定基準書に定める。

(3) 入札説明書等

前記5(1)により交付する。

(4) 事業提案等の提出

ア 事業提案書の作成方法

提出書類の作成要領を参照の上、作成すること。提出書類の作成要領及び事業提案書等に関する資料についての問い合わせは、前記5(2)の質問書により提出すること。

イ 事業提案書の提出期限

令和4年9月2日(金)の午後5時まで

ウ 事業提案書の提出方法

入札参加資格審査通過者の代表企業が担当部署へ郵送(書留に限る。)又は持参により提出する。E-mail、FAXによる提出は認めない。

エ 事業提案書担当課

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課

電話 043-245-5423

メールアドレス shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

7 入札及び開札

(1) 入札期間

令和4年6月13日(月)の午後1時から令和4年9月2日(金)の午後5時まで

(2) 辞退

応募者は、入札書を提出する前の入札期間中であれば、入札を辞退することができる。この際、辞退届を担当部署へ郵送(令和4年9月2日(金)の午後5時まで書留郵便にて必着)又は持参により提出すること。

(3) 入札保証金 免除(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に関わる部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。)

(4) 無効または失格となる入札

千葉市契約規則第16条の規程に該当する入札のほか、入札説明書で定めるとおり。

(5) 開札日時及び開札場所

開札の日時や場所等の詳細については決定し次第、各入札参加者の代表企業に発注者より通知する。

8 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本市が設置する審査機関(千葉市PFI事業等審査委員会)は、落札者決定基準に定める総合評価方式により最優秀提案を選定し、その結果に基づき本市が落札者を決定する。

(2) 落札決定通知

入札結果は、落札者決定後、速やかに応募者の代表企業に書面で通知する。

9 苦情申し立て

審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について本市に対して説明を求めることができる。審査結果の説明を求める場合には、本市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、午前12時から午後1時まで及び期間中の休日を除く。）とする。市は、説明を求めたものに対する回答を、速やかに書面により行う。

また、入札参加資格の有無の確認その他の手続に関し、政府調達協定に関する苦情処理の手続（平成8年1月1日適用）により、千葉市入札適正化・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に対して苦情を申し立てることができる。

1 0 契約締結等の停止等

- (1) 議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。この場合において、市は落札者に対して一切の費用を負担しないものとする。
- (2) この調達に関し、委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、調達手続きの停止等があり得る。
- (3) 契約手続き中に不正行為等があった場合は、契約手続きを中止することがある。

1 1 契約条件等

- (1) 契約保証金
入札説明書等のとおり
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 支払条件
入札説明書等のとおり
- (4) 契約に関する規則等は、千葉市財政局資産経営部契約課ホームページにおいて閲覧することができる。

URL <https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/keiyakukakiteisyu.html>

- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 2 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 令和4・5年度千葉市入札参加資格審査を受けていない者の参加
前記2（4）ア（イ）、前記2（4）イ（イ）、前記2（4）ウ（イ）又は前記2（4）エ（ア）に該当しないものが、競争入札に参加するためには、千葉県電子自治体共同運営協議会が運用する「ちば電子調達システム」により資格審査の申請手続きを速やかに行い、令和4年5月30日（月）までに千葉市財政局資産経営部契約課において当該入札参加資格の認定を受け、かつ、入札参加資格確認の申請をしなければならない。
- (3) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。
- (4) 入札参加者の評価結果については、落札者の決定後に公表する。

1 3 Summary

- (1) Name of Project

Reconstruction and management project of the Chiba City Shimoda landfill leachate treatment facility

(2) Deadline to Submit Forms for Preliminary Screening of Prospective Bidders

Friday, May 30, 2022, 5:00 p.m.

(3) Deadline to Submit Project Proposals

Friday, September 2, 2022, 5:00 p.m.

(4) Contact Information

Second Construction Section, Waste Treatment Facility Construction Division,
Resource Circulation Department, Environmental Bureau, City of Chiba

1-1 Chibaminato, Chuo-ku

Chiba City, Chiba Prefecture, JAPAN 260-8722

Phone Number: +81-43-245-5423

Email: shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(5) Note

All procedures will be conducted in Japanese only